

お知らせ

平成22年4月20日

宮崎県における口蹄疫の発生にともなう大分県の対応について

本日、農林水産省より、宮崎県児湯郡都農町の農場の飼養牛に家畜伝染病である口蹄疫の疑似患畜が確認された旨のプレスリリースがあり、大分県ではこれを受け下記の対応を講じることとしましたのでお知らせします。

1. 発生状況

- (1) 宮崎県児湯郡都農町 繁殖農家（繁殖牛9頭、育成牛3頭、仔牛4頭）
- (2) 本日未明、動物衛生研究所で口蹄疫に関するPCR検査で陽性を確認
- (3) 現在、ウイルス分離検査による確定診断を実施中
- (4) 当該農場については、感染が疑われるとの報告があった時点で飼養牛の移動を自粛

2. 大分県の対応

- (1) 牛豚等飼養農家及び関係者団体等に対する注意喚起
 - ・人、家畜及び車両等の消毒等の飼養衛生管理基準の遵守
 - ・異常家畜が確認された場合の管轄家畜保健衛生所への通報の徹底
 - ・家畜が集合する催事の開催自粛の要請
- (2) 牛豚等飼養農場及び関係者等に対する確認
 - ・畜産関係者に対し、宮崎県の移動自粛区域にある畜産関連施設への立ち入りの有無について早急に確認
 - ・県内の牛豚等を飼養する農場に対して、口蹄疫の臨床症状を呈する家畜の有無を確認
- (3) 現在、家畜衛生飼料室及び家畜保健衛生所が中心となり警戒体制を実施しているところ。

3. その他

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の動物の伝染病であり、人に感染することがありません。また、感染牛の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の肉を摂取しても人体には影響がありません。

問い合わせ先

大分県農林水産部家畜衛生飼料室、畜産振興課

担当：吉武、中出

電話：内線（3684）（3673）

